

# 舞鶴市PAZ内6地区※から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、京都府等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

PAZ内地域	避難対象者	うちバス避難者数
まつお松尾地区	17人	2人
すぎやま杉山地区	38人	4人
おおやま大山地区	55人	6人
たい田井地区	152人	16人
なりう成生地区	50人	5人
のほら野原地区	234人	24人
合計	546人	57人

**【主な避難経路】**  
 国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→吉尾ランプ→県道82号→県道38号

**広域避難先(府外避難)**  
 兵庫県・神戸市  
 田園スポーツ公園、他1か所



**避難先(府内避難)**  
 京都市東山区内施設  
 京都市東山青少年活動センター、他11か所

※PAZに準じた避難を行う地区を含む

**【主な避難経路】**  
 国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→綾部JCT→京都縦貫自動車道→沓掛IC

# 舞鶴市PAZ内6地区※から避難先施設までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、京都府等が配車した車両で避難先まで避難を実施。

PAZ内地域	避難対象者	うちバス避難者数
まつお松尾地区	18人	2人
すぎやま杉山地区	43人	5人
おおやま大山地区	55人	6人
たい田井地区	165人	17人
なりう成生地区	56人	6人
のほら野原地区	241人	25人
合計	578人	61人

**【主な避難経路】**  
 国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→吉川JCT→中国自動車道→神戸三田IC→六甲北有料道路→吉尾ランプ→県道82号→県道38号

**広域避難先(府外避難)**  
 兵庫県・神戸市  
 田園スポーツ公園、他1か所



**避難先(府内避難)**  
 京都市  
 元有済小学校、他11か所

※PAZに準じた避難を行う地区を含む

**【主な避難経路】**  
 国道27号→舞鶴西IC→舞鶴若狭自動車道→綾部JCT→京都縦貫自動車道→沓掛IC



# 避難を円滑に行うための対応策

➤ PAZ及びUPZ内住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

## 高浜地域における交通対策

**1. 道路渋滞把握対策**  
ヘリテレ伝送システムを活用し、道路渋滞の把握を実施

**2. 交通誘導対策**  
主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

**3. 交通広報対策**  
・道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報  
・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報  
・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

**4. 交通規制対策**  
・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通の確保。  
・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。  
・一元的な交通規制が必要になった場合は、オフサイトセンターにおいて、国、自治体、実動組織等の関係者による協議の場を設け、道路管理者等からの道路等の被災状況等の情報も踏まえつつ、対応。

**5. 原子力災害時避難円滑化モデル実証事業**  
・避難経路上の改善を行う等、原子力災害時における住民等の避難をより円滑に行うための取組みを実施。



# 避難を円滑に行うための対応策

➤ PAZ及びUPZ内住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

## 高浜地域における交通対策

**1. 交通誘導対策**  
主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

**2. 交通広報対策**  
・道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報  
・日本道路交通情報センター（JARTIC）が行うラジオ放送、交通情報提供システム（AMIS）を利用したカーナビへの情報提供による広報  
・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

**3. 交通規制対策**  
・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通の確保。  
・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。

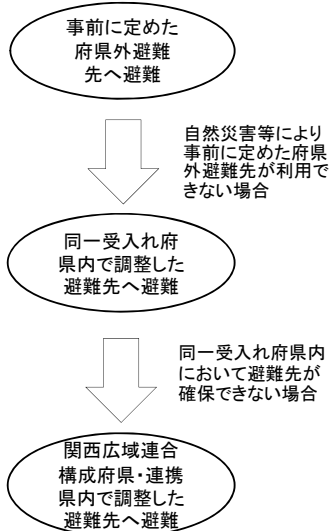




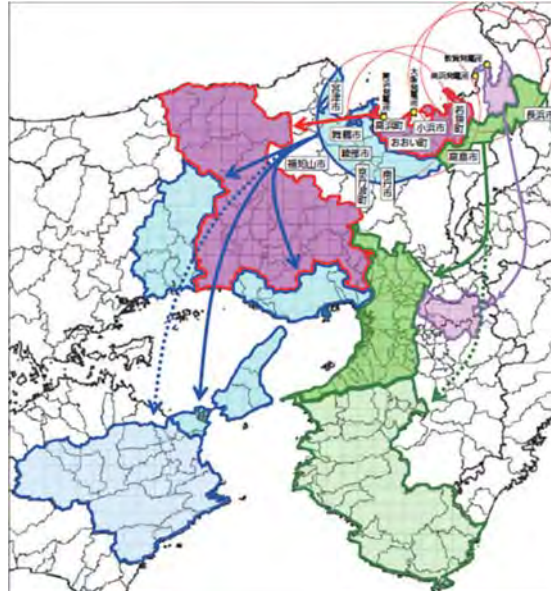
## 自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び京都府では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受け入れ府県内において、必要な受け入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

### 【府県外避難先の多重確保】



### 【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県	福井県※
京都府※	三重県
大阪府	鳥取県
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
徳島県	

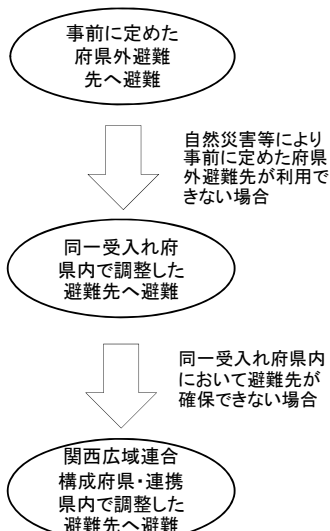
※京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

116

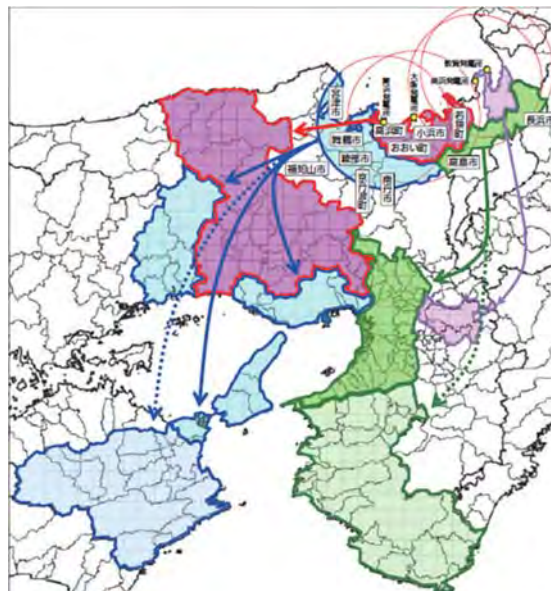
## 自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、避難先施設が利用できなくなった場合に備え、福井県及び京都府では府県内に加え、府県外においても避難先をあらかじめ確保済み。
- さらに、府県外避難先が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受け入れができない場合には、同一受け入れ府県内において、必要な受け入れの割当てを見直し、避難先の確保を行う。
- また、避難先府県において、受け入れの一部又は全部ができない場合には、関西広域連合に対し、その受け入れができない部分についての受け入れの調整を要請する。
- 関西広域連合は、受け入れの要請を受けた場合には、構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、避難元府県その他の構成府県・連携県と調整の上、避難先の確保を行う。

### 【府県外避難先の多重確保】



### 【避難元・府県外避難先の全体像及び構成府県・連携県】



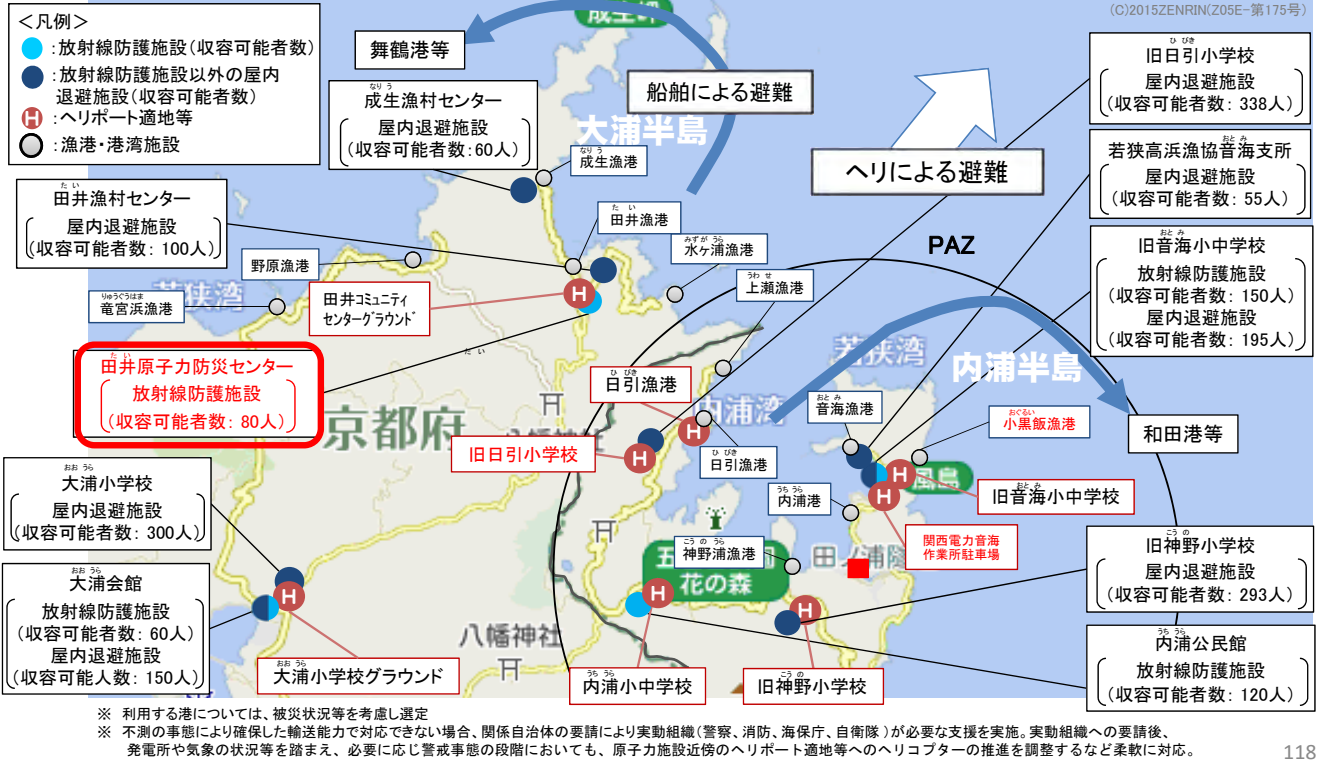
関西広域連合の構成府県・連携県	
構成府県	連携県
滋賀県	福井県※
京都府※	三重県
大阪府	鳥取県
兵庫県	
奈良県	
和歌山県	
徳島県	

※京都府、福井県は他府県の避難先としては想定しない

117

# 半島地域が孤立した場合の対応（内浦半島、大浦半島）

- PAZに該当する内浦半島（福井県高浜町）や、大浦半島の一部（京都府舞鶴市）については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



# 半島地域が孤立した場合の対応（内浦半島、大浦半島）

- PAZに該当する内浦半島（福井県高浜町）や、大浦半島の一部（京都府舞鶴市）については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



## 6. UPZ内における対応

### <対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始する**ため、これを円滑に実施できる体制が必要**
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。**一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。**

120

## 6. UPZ内における対応

### <対応のポイント>

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

121